

## 呉市地産地消エネルギー活用調査業務 仕様書

本仕様書は、呉市（以下「本市」という。）が行う「呉市地産地消エネルギー活用調査業務（以下「本業務」という。）の受託者を公募するに当たり必要とする基本事項について定めるものである。

### 1 業務の概要

- (1) 業務名 呉市地産地消エネルギー活用調査業務
- (2) 業務範囲 広島県呉市ほか
- (3) 本業務期間 契約締結日から令和6年2月29日

### 2 業務の目的

本市では、令和5年3月に第3次呉市環境基本計画・呉市地球温暖化対策実行計画（以下、「計画」という。）を策定し、脱炭素社会の実現に向けて2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「2050年ゼロカーボンシティ」を宣言したところである。当該計画において、2030年度までに市が調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目標に掲げるとともに、廃棄物処理施設等で発電した電気のうち、当該施設で利用する以外の余剰電力を他の市有施設に託送することを検討している。

現在、本市の廃棄物処理施設であるクリーンセンターくれでは、発電した電力の自家消費を除いた一部の電力を隣接する東部処理場及び環境業務課へ供給し、電力の地産地消を行っているが、この取組を更に推進するため、クリーンセンターくれで発電する電力の効果的な活用策について検討を行う。

併せて、本市の特性を踏まえ、市域の再生可能エネルギーが市域内で循環することで、地域の活性化と環境負荷の低減につながる新たな取組について検討する。

### 3 業務内容

次の業務の項目ごとに最低限必要な要件を定める。業務の詳細については、選定事業者の提案をもとに協議の上、決定するものとする。

#### (1) クリーンセンターくれの電力利活用策についての検討

##### ア 現状の整理

本市が提供する資料をもとに過去5年間の発電、消費電力、電力供給実績等の利活用の検討に向け情報を整理する。

##### イ 電力利活用策の検討

自営線、自己託送（借用線）その他の手法の活用により、余剰電力を最大限活用する方策を検討する。

##### ウ イで設定した電力利活用策について、以下の整理をすること。

##### (ア) 事業スキーム

- (イ) 概算導入コストの算出（イニシャルコスト・ランニングコスト）
- (ウ) 導入スケジュール
- (エ) CO<sub>2</sub>削減効果
- (オ) 課題の抽出

エ 事業の実現可能性について整理をすること。

- (ア) 費用対効果の分析
- (イ) 事業採算性の評価
- (ウ) 課題の解決策

## (2) まとめ

クリーンセンターくれにおける電力利活用の結果を踏まえ、今後本市で事業効果が望めるものについて最適案を整理すること。

また、次期ごみ処理施設において市が示す推計発電量を当てはめた効果についても整理する。

## 4 提出書類

契約締結後、本仕様書に基づき本市の指定する期日までに、次に示す書類を提出すること。（任意様式）

- (1) 業務の実施体制
- (2) 業務の実施内容
- (3) 業務のスケジュール
- (4) その他本市の指示する必要書類

## 5 業務管理

本業務の遂行に当たり、業務のスケジュールに沿って遅滞なく業務を行うこと。

なお、業務のスケジュール変更が生じた場合は、本市、受注者の協議の上実施すること。

## 6 成果品

受託者は以下のものを成果品として提出する。

成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権（以下「著作権等」という。）は、本市が保有するものとする。

成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

- (1) 業務報告書 2 部
- (2) 打合せ記録一式
- (3) その他関連資料一式
- (4) 上記データを格納した電子データ（CD-R 又はDVD-R） 1 部
- (5) その他本市担当者が指示するもの

## 7 その他

(1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、仕様に基づいた計画を作成し、委託者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。

(2) 受託者は、呉市個人情報保護条例を遵守し、本市が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3) 受託者は、本業務の遂行において本市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本市と協議の上、貸与を受ける。なお、貸与を受けた場合は、本業務終了後速やかに資料を返却する。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧する。

### (4) 成果物の内容確認

成果物の内容の最終決定までに、本市の訂正指示があった箇所については、速やかに対応する。

業務完了後において受託者の責による業務の瑕疵があった場合は、成果品の納品後であっても直ちに訂正する。

(5) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本市と協議を行い、決定する。